

特定健康診査・特定保健指導の受診をお願いします。

「特定健康診査」・「特定保健指導」制度は、共済組合等(医療保険者)に実施を義務付けられており、糖尿病などの生活習慣病を予備群の段階で見つけ出し、保健指導を行うことで生活習慣を改善し、その結果として病気を予防して、増え続ける医療費の抑制につなげようとするものです。

職員やその家族(被扶養者)が健康づくりに取り組むことで、安定した学びの場を継続的に提供することができ、子どもたちは安心して授業に臨めます。また、健康的な職場を醸成することで、生き生きとやりがいをもって教育に取り組むことができます。

「特定健康診査」・「特定保健指導」は、具体的には40歳から74歳の公立学校共済組合の組合員である職員やその家族(被扶養者)の全員を対象に、

- (1) メタボリックシンドロームに着目した健診を実施します。【特定健康診査】
- (2) 健診の結果、メタボリックシンドローム等と判定された方はそれぞれの健康状態に応じ「積極的支援」、「動機づけ支援」などの保健指導を実施します。【特定保健指導】

なお、職員は、教育委員会が実施する定期健康診断を受診することによって「特定健康診査」を受診したものと見なされます。

また、家族(被扶養者)が、勤務する職場の健康診断や市町村が実施する健康診断等を受けた場合、職員と同様の取り扱いとなりますので、健診結果の写しを公立学校共済組合北海道支部あて送付いただきますようお願いいたします。*

公立学校共済組合では教育委員会と協働・連携し、職員とその家族(被扶養者)の健康を守るため、この制度に積極的に取り組んでいます。

皆様方のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

* この制度は、①健診の受診率、②保健指導の実施率によって、共済組合が支払う「後期高齢者支援金」の額に一定の割合で、インセンティブが提供されたり、ペナルティが課せられることになっています。

北海道教育庁教育職員局福利課
公立学校共済組合北海道支部

(問合先)
企画福祉グループ主査(保健事業)
担当：佐々木
電話：011-204-5735